



「女性支援新法」を知る

～「支援する/される」を越えて、移民女性とともに生きる～

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が2024年4月に施行されました。性暴力、障がい、DV、虐待、経済的困窮などで、生きづらさを感じながら生活している女性たちに、切れ目のない包括的な支援を行うもので、外国籍の女性や外国ルーツの女性たちも含まれます。

長年移民女性の支援を続けている講師に、新法を読み解いていただきます。私たち市民ができることを一緒に考えましょう。

講師：杉戸ひろ子さん

「そうみー移民女性自立の会 (SEWMI)」を設立、長年移民女性の伴走支援を行っています。

「NPO 法人移住労働者と連帯する全国ネットワーク」の運営委員として、提言活動に携わっています。

日時:11月23日(土祝)10:00～12:00

場所:クローバープラザ 5F セミナールーム C(春日市原町3丁目1-7)

【定員】 40人 事前申し込みが必要です

【参加費】 無料 【〆切】 11月15日(金)

【申込み】 アジア女性センター

申込 QR コード

TEL 092-513-7333

E-mail awc-a@atlas.plala.or.jp



【託児】 1人300円 定員に限りがあります。

* 予約は、あすばるへ

(Tel 092-584-1261、予約期限:11月8日)

共催:福岡県男女共同参画センター「あすばる」

主催:NPO 法人アジア女性センター